

## 就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

事業所名	ことのは	
人員配置区分	1. <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">1</span> I型(7.5:1)	2. II型(10:1)
定員区分	1 21人以上40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上 5 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">5</span> 20人以下	
評価点区分	1 評価点が170点以上 2 評価点が150点以上170点未満 3 評価点が130点以上150点未満 4 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">4</span> 評価点が105点以上130点未満 5 評価点が80点以上105点未満 6 評価点が60点以上80点未満 7 評価点が60点未満 8 なし(経過措置対象)	
評価点の公表	インターネット利用	(公表場所) (URL) <a href="http://kotonoha5108.com">http://kotonoha5108.com</a>
	その他	

- 注1 厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号）に基づき評価点を算出すること。  
 なお、別添「就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体）」も併せて提出すること。
- 注2 評価点区分「なし（経過措置対象）」は、指定を受けてから1年度間を経過していない事業所が選択する。
- 注3 評価点の公表については、インターネットを利用した公表方法の場合は、公表場所と当該公表場所のURL等を、その他の方法による場合は、その公表方法を記載すること。  
 なお、公表していない場合は、減算となるので留意すること。
- 注4 スコア表（全体）の（V）地域連携活動に点数がつく場合は、「就労継続支援A型事業所における地域連携活動実施状況報告書」の作成の添付をお願いします。
- 注5 年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定すること